

第1 目的

地域における観光まちづくり支援事業の一環として、観光庁の実施する「Go To トラベル事業」の周知を徹底するため、「Go To トラベル事業」の内容に関するアドバイスの実施、観光関連団体が地域の事業者に対して実施する講習会での講師の派遣を行う。

第2 アドバイザーの派遣対象及び対象地域

1 派遣対象者及び対象地域

地域で主体となって観光まちづくりに取り組んでいる団体（例：観光協会、商工会、商工会連合会、商工会議所、観光まちづくり推進組織、特定非営利活動法人等）（以下「団体等」と総称する。）を派遣対象とする。なお、対象地域は都内全域とする。

2 派遣の要件

上記目的に沿った派遣要請であること。

第3 アドバイザーの派遣

1 アドバイザーの委嘱

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」とする。）は、団体等と協議の上、要請内容に適しているアドバイザーを決定し、委嘱する。

2 アドバイザーの任務

Go Toトラベル事業に係る指導や助言

3 派遣団体数及び派遣回数

5団体等程度

派遣回数は、1団体等当たり原則3回以内とする。

（1団体当たり 最大4時間×3回程度×派遣人数1名＝12時間）

4 派遣人数

原則1団体等当たり1名

5 派遣期間

派遣先決定後から令和3年1月31日まで

6 募集期間

令和2年9月29日から12月3日まで

7 派遣方法

団体等の指定する場所での対面形式又はTV会議やICT(Skype等)を活用したオンライン形式での派遣とする。なお、派遣形式については第1号様式別紙に明記すること。

第4 派遣要請に関する手続き

1 派遣要請

（1）団体等は、アドバイザー派遣要請・計画書（第1号様式）を財団に提出する。

（2）財団は、団体等の要望を確認し、アドバイザーとのマッチングを行い、マッチング結果を団体等に通知する。

2 派遣先の決定

財団は、団体等からの派遣要請に基づき、その内容を調査・審査を行い、派遣団体等を決定するものとし、アドバイザー派遣決定通知（第2号様式）により派遣団体等に通知す

る。また、派遣時間数の調整等を行い、派遣要請者に通知する。また、派遣しないと決定したときは、その旨をアドバイザー派遣不採択通知（第2号様式の2）により派遣要請者に通知する。

第5 実施報告書

派遣団体等は、本事業終了後、アドバイザー派遣の概要をまとめ実施報告書（第3号様式）を作成し、財団に報告する。なお、その際に派遣の様子がわかる写真データを数枚添付すること。

第6 その他

- 1 派遣団体等がアドバイザーに対し、派遣決定通知で決定したアドバイスの事項以外の業務を要求した場合、アドバイザーの派遣を中止する。
- 2 その他この要領に規定する事項に疑義が生じた場合及び本要領に定めのない事項については、財団理事長が定める。